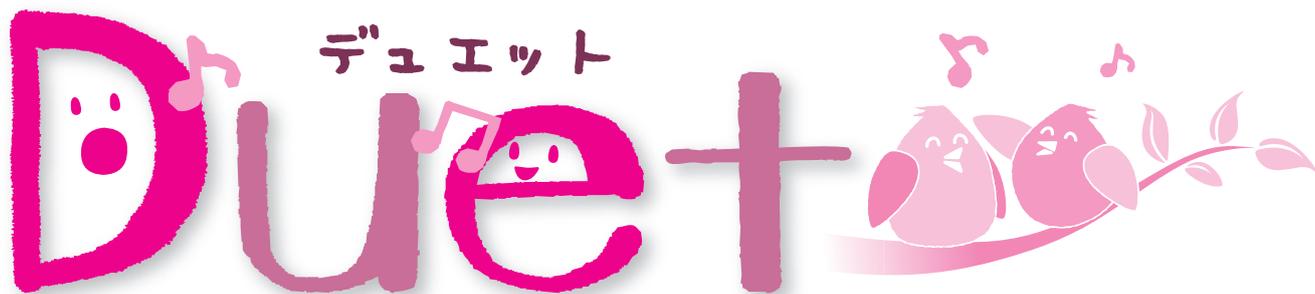


デュエット



Vol. 35

2014.3

◆「女性のための護身術講座」を開催

◆子育て応援 企業内保育所

◆「ウーマノミクス」という言葉をご存じですか？

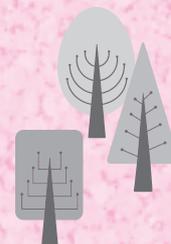
◆夢に向かって転身、起業へ
～女性スタッフで作るお菓子の世界

中島 恵さん

◆あなたの生き方を考えるこの一冊

◆DV防止法が一部改正されました

◆女性のための相談を行っています



市男女共同参画推進センター主催

「女性のための護身術講座」を開催

昨年10月25日、森山奈央美さん(NPO 法人ライフライツ・インパクト東京代表)を講師に、「女性のための護身術講座」が上尾市プラザ22で開催されました。

講座では最初に、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)について、お話がありました。自尊感情が低いと、こんなダメな自分だから他人から嫌なことをされるんだと考えがちになり、暴力や侵害を受け入れやすくなってしまいます。「大切な自分」「守るべき価値ある自分」という感覚がとても重要です。

また、女性はかわいげがあり、従順である方が好ましいという思い込みや偏見から、普段から嫌なことに対し、はっきり「ノー」を表現することが少ないため、いざという時に、どのように拒否したら良いか分からないという指摘があり、参加者は毅然と断る練習をしました。自分の気持ちを我慢し続けたり、無視してしまうことは、侵害から自分を守れず、自尊感情を下げる原因にもなります。

具体的には、胸を張って堂々と立つ、携帯電話を使用しながら歩かない、音楽をイヤホンで聞きながら歩かないといった基本から、危険な場面での声の出し方(なるべく低く太く大きな声)、つかみかかられた時の対処の仕方について教えていただきました。*

護身術を使うかどうかは、その時の状況や気持ちによって判断すべきですが、護身術を身に付けることで被害に遭う確率を減らし、自信と安心感が得られるのです。護身とは身体だけでなく、心も守ることなのだ気づかされた講座でした。

*詳しくは『強い女は美しい 今日から使える護身術』(親水社)で紹介されています。男女共同参画推進センターで貸出も行っていきますので、ご利用ください。



子育て応援 企業内保育所

上尾市大字原市に本社のある株式会社富士住建は、社内に企業内保育所「フルまる〜む」を併設しており、主として従業員の乳幼児の保育をしています。

企業内保育所について竹田淳一社長に伺いました。数年前に従業員から、「子どもが生まれたら会社に通ってこられなくなる」という話を聞いた社長は、性別や年齢を問わず社員全員が働きやすい環境をつくり、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにしたいという思いから、平成22年に企業内保育所を開所しました。

施設の面積は26坪(約85㎡)で、鉄骨4階建てビルの1階部分にあります。児童の定数は11人以内としており、3人の保育士で対応しています。保育時間は午前8時から午後6時までで、午後10時までの延長保育も行っています。

利用されている保護者からは「同じ建物内なので送迎の時間がかからず便利」「子どもの具合が悪くなった時は内線で連絡があり、すぐに様子を見に行けるので安心」「昼休み中に子どもに薬をあげに行くことができる」といった意見がありました。

同社はパートを含め従業員は348人で、現在の入所児童は4人です。となると、運営上の収支が気になりますが、「運営費は赤字になるが、福利厚生の一環として考えている」というお話でした。

保育所内を見学させていただくと、家庭的なゆったりとした雰囲気の中、子どもたちが伸び伸び保育士と遊んでいました。従業員は安心して子育てをしながら仕事ができ、企業は貴重な人材を確保できる企業内保育所の存在は、企業・従業員双方にとって大きなメリットがあると感じました。



『ウーマノミクス』

という言葉をご存じですか？



ウーマノミクスとは、ウーマン(女性)とエコノミクス(経済)を組み合わせた造語で、労働力として、また消費や投資の担い手として女性がこれからの経済を牽引するという考え方です。

○なぜ女性がこれからの経済を牽引すると考えられているのでしょうか？

女性の就労が拡大することで、生活者の視点から斬新で多様なサービスや商品を生み出して企業に活力を与え、さらに手にした収入で消費を牽引することが期待されています。

○ウーマノミクスによる効果は経済面だけですか？

ヨーロッパでは女性が働きやすい職場づくりに取り組むことで、男性もワーク・ライフ・バランス*が取れるようになり、さらに出生率も上昇するという好循環もたらされた、という報告もあります。多様な働き方、多様な生き方ができる社会の実現が、女性も男性も自己実現ができ、いきいきと輝ける社会の実現につながります。

埼玉県では、子育てや介護をしやすくするための多様な働き方の制度を複数導入している企業を「多様な働き方実践企業」として認定しており、上尾市内の企業も多数認定を受けています。

女性も男性も、年代や性別、障害にとらわれず、誰もがいきいきと、平等に可能性を追い求められる多様な生き方、働き方ができる社会へ。

人々が幸せと豊かさを享受し、活気あふれる社会を作るためのキーワード、それがウーマノミクスなのです。

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事、家庭生活、地域活動、趣味、学習、スポーツなど、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。



夢に向かって転身、起業へ ～女性スタッフで作るお菓子の世界

中島 恵さん

「お菓子工房 恵み」オーナーシェフ



中島さん(中央)とスタッフのみなさん

上尾市大字小敷谷にある洋菓子店「お菓子工房 恵み」。そこは、スタッフ全員が女性パティシエという珍しいスタイルで経営されています。オープンまでのお話を、オーナーシェフの中島恵さんに伺いました。

Q このお店は、女性スタッフだけで経営されていますね。

A 特に「女性」にこだわったわけではなく、スタッフは私が東京や神奈川の洋菓子店で働いていたときからの気心知れた仲間です。この仲間の頼もしい後押しがあって、お店を開くことになりました。

Q パティシエになろうと思ったきっかけは。

A 短大卒業後、一般企業に就職しましたが、何か自分でできることはないかと考える中でお菓子作りに出会い、26歳で洋菓子専門学校に通い始め

ました。「繊細で難しい世界を勉強するには遅いかな」という気持ちもありましたが、当時の先生から「諦めるのは早いんじゃない?」と言われ、本気でパティシエを目指すようになりました。

Q お店を持つということは、大変なことが多かったと思います。

A 新しい一歩を踏み出した頃を思い返せば、今は怖いものはないと思えるほどですが、私一人では絶対に無理でした。今のスタッフや、周囲の助けがあって実現したと思います。オープンが近づくにつれ、不安と多忙で眠れない日々が続きましたが、不思議と楽しかったです。

Q 若い女性ということが不利だと感じたことはありますか?

A それはありません。調べてみると、日本政策金融公庫などの女性の起業に対する融資制度もありますし、今は社会が女性に対して前向きに後押ししてくれる環境であるように思います。

Q 将来、どのように展開していこうと思いますか?

A 個人経営だからこそできる細かい気配りや手作りを表現し、来店されたお客様に良い印象を残してもらえたらと思います。家族や友達、恋人、そしてお子様へのプレゼントに私たちのお菓子を選んでもらえるよう、女性スタッフらしい真心や優しさを込めて、これからも尽力していこうと思います。

あなたの生き方を考える
この一冊

BOOK

『妻の病気の9割は夫がつくる
医師が教える「夫源病」の治し方』

石蔵文信著 マキノ出版

タイトルを見て、「そういうものかしら」と思い、この本を手に取りました。目次を読み進めるうちに、友人たちの夫の愚痴話が次々と思いつきされました。

著者は「男性更年期外来」を担当されている1955年生まれの石蔵文信氏。夫の何気ない言動に対する不満や、夫の存在そのものがストレスとなり、めまい、動悸、頭痛等、更年期障害のような症状が現れる。このような夫との関係が引き起こすストレス性の症状を、石蔵氏は「夫源病」と名付け、その対策に力を入れています。「主婦」も「主夫」も存在する現代では、妻が原因で夫がそのような症状を起こすことも考えられますね。思い当たる方もいらっしゃるかもしれません。

本書に、「人前では愛想がいいが、家では不機嫌」「家事に手は出さないが口は出す」「仕事関係以外の交友や趣味が少ない」「妻の予定や行動をよくチェックする」といった「夫源病」危険度チェックリストとその対処法が記されています。日頃の言動を見直し、夫婦関係を見直すきっかけになる一冊です。

男女共同参画推進センターでは、今回紹介した本を含め、男女共同参画に関する図書の貸出を行っています。ぜひお気軽にご利用ください(市内に在住・在勤・在学の人で2週間まで。祝日・年末年始を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時)。

DV防止法が一部改正されました

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の一部を改正する法律」が平成26年1月3日から施行され、男女間の暴力への対策が強化されました。

「DV防止法」は、対象を事実婚を含む配偶者と元配偶者の暴力に限っていましたが、交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその親族が殺害されるという痛ましい事件が生じている中で、DV防止法の対象拡大が求められてきました。

今回の改正により、**同居する交際相手からの暴力についても、DV防止法の対象となります。**

※DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のことです。

※暴力にはいろいろな形があり、身体的のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

※DV被害者に対する支援の内容として、相談、一時保護、保護命令*があります。

*保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみが対象。

女性のための相談を行っています

秘密厳守
相談無料

～ひとりで悩まないで～

男女共同参画推進センター(市役所第3別館1階)では、自分の生き方や家族内の悩み、離婚問題、DV(暴力を振るわれる、暴言を吐かれる)などさまざまな悩みを抱えている女性のために相談室を開設しています。

相談のご予約、お問い合わせについては、下記専用電話までお気軽にお電話ください。

☎048-778-5110

**受付時間：月～金曜日
午前8時30分～午後5時**

上尾市男女共同参画推進センターでは配偶者暴力相談支援センター業務も行っています。

◎ 女性のための相談(女性カウンセラーによる相談)

日時 毎週水曜日 午前10時～正午・午後1時～4時
(祝日・年末年始を除く)

相談時間 50分間 ※面接・電話相談可

対象 市内在住・在勤の女性

【予約制：相談月の前月1日から受付】

◎ 女性のための法律相談(女性弁護士による相談)

日時 毎月第3火曜日 午後1時～4時

相談時間 30分間 ※面接相談のみ

対象 市内在住の女性

【予約制：相談月の前月1日から受付】

◎ 女性のためのDV電話相談(女性相談員による相談)

日時 毎週木曜日 午前10時～正午・午後1時～4時
(祝日・年末年始を除く)

【予約不要】

編集 後記

今号は女性にも男性にも役立つ護身術のほか、企業内保育所、女性起業家、ウーマノミクスなどを取り上げました。なかでも、保育所の問題はタイミング良く、政府の「子ども・子育て会議」が来年4月から始まる新たな子育て支援制度として、認可保育所などを利用できる保護者の就労時間の下限を「月48から64時間の範囲で地方自治体が定める」との基準を決めました。それぞれの希望どおりに利用しやすい制度になって欲しいものです。

(編集協力員：雨宮 悦男・石野 知子・波場 博子・久野 清子)

■本紙へのご意見・ご感想をお待ちしています(氏名、住所、電話番号、性別、年代をご記入ください)。